

連合 「政策制度 要求と提言」 (食料・農林水産政策)

1. 食料自給力の向上を戦略的に推進し、安定供給体制の維持・充実をはかる。

- (1) 国・地方自治体は、食料の安定供給に向けて、食料・農業・農村基本法の「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図る」との趣旨にもとづき、農業・水産業の持続可能で健全な発展を通じて、食料自給力の向上を戦略的に推進する。あわせて、肥料・飼料をはじめとする生産資材の国内化などによる不測時に強い体制の構築と、安定的で効率的な備蓄・輸入の確保などを着実に進める。
- (2) 不測時における食料供給困難事態対策法の運用にあたっては、生産転換の要請時に農業者に対し、技術支援、農機具や生産資材の確保などの支援を行い、農業者が協力しやすい生産体制を整備する。
- (3) 国は、食料システムにおける合理的な価格形成に向けて、生産、加工、流通、販売などの各段階において、コスト上昇分の価格転嫁や付加価値を適正分配する、実効性ある仕組みを構築する。
- (4) 国・地方自治体は、食料安全保障の確保には国民の理解醸成が不可欠なことを踏まえ、食料システムにおける合理的な価格形成や地産地消・国消国産の推進に資する、食育・消費者教育の取り組みを一層推進する。
- (5) 国・地方自治体は、地産地消の推奨など国民運動の展開や、フードチェーンの連携強化などを通じて国産食品の消費拡大を促進する。食料消費は、高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化により食生活および国内市場構造が変化していることから、消費者視点を重視し、介護食品の開発・普及、薬用作物や加工・業務用野菜等の生産、地産地消、食育などを通じ、食品産業の現状を考慮した、きめ細かな新規需要の掘り起こしをはかる。
- (6) 国は、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」にもとづき、国産食品の輸出拡大を着実に実施する。
- (7) 国・地方自治体は、食品ロス削減を推進すべく、食品関連事業者における消費期限・賞味期限の適切な設定、流通現場における納入期限・販売期限に関する運用ルール（「三分の一ルール」）の見直しなどを促がす。あわせて、食品ロス削減に向けた国民運動のさらなる推進をはかる。
- (8) 国・地方自治体は、食品アクセス問題の解決に向けて、事業者と連携をはかりつつ以下の対策を実施する。
 - ① 高齢化や人口減少などの影響により食品の入手が困難となっている地域での移動販売や宅配サービスの展開など、事業者などとの連携をはかりつつ対応策を検討・実施する。
 - ② フードバンクや子ども食堂などへの食品寄附推進に向けて、公共施設など活動場所の支援や、さらなる備蓄米の活用、寄附した食品に起因する意図しない事故の免責制度や税制優遇など企業の食品寄附を後押しする制度などについて検討する。
- (9) 国は、輸入相手国のリスク分散や輸入相手国への投資の促進を着実に実施し、食品、原材料、生産資材などの輸入を安定的に確保する。あわせて、遠洋漁業水域における漁場確保に資する施策を推進する。

2. 科学的根拠にもとづく国際的な枠組み原則（リスクアナリシス）に則り食の安全を確保し、安心して食生活を営める環境を整備する。

(1) 国・地方自治体は、消費者基本法と基本計画をふまえ、科学的根拠にもとづく国際的な枠組みによるリスク分析を行い、生産地から食卓にわたる食品の安全性の確保・品質管理の徹底をはかるとともに、消費者に対する適切な情報提供を行う。

- ①国は、輸入食品の安全確保に向けて、わが国の食品衛生基準にもとづく輸出国の責任による衛生対策と検査実施を原則とし、検疫所などにおける国内の監視・検査の強化をはかる。
- ②国・地方自治体は、食品や動植物に残留する農薬や農薬の植物代謝物および分解物について、ポジティブリスト制度の確実な実施を通じ、安全性の確保をはかる。
- ③国・地方自治体は、食品の安全性向上へ向け、食品中の化学物質および微生物、ゲノム編集など育種の安全性に関する課題に関し、適切な規制値の設定ならびに見直しを行う。また、重金属・環境汚染物質に関する調査と消費者に対する情報提供・摂食指導など、リスク低減のための対策を着実に実施する。あわせて、健康への懸念が示唆される物質については、予防的取り組み方法にもとづき、その情報を公開する。
- ④国・地方自治体は、畜産物の安全確保に関する調査・研究の強化および規制・流通管理の徹底を通じ、伝染病被害の拡大防止などの対策を強化する。ワクチン接種などの防疫対策の際には、国と地方自治体、隣接する地方自治体同士の連携体制を迅速に構築し、対応を行う地方自治体へ速やかな支援を行う。

3. 農山漁村発イノベーションなどを通じて農林水産業の成長産業化と地域の活性化をはかるとともに、農山漁村の多面的機能のさらなる発揮を促進する。

(1) 国・地方自治体は「農山漁村発イノベーション」などを通じて農山漁村の発展をはかり、農林水産業の成長産業化と地域の活性化を重点的かつ戦略的に推進する。

- ①国・地方自治体は、農山漁村発イノベーションなど6次産業化に取り組む事業者・事業体に対する起業や経営の安定化に関する支援の充実をはかる。地方自治体は、自らが核となり6次産業化推進協議会を設置農林水産物などの地域の資源と地域金融機関の資金を活用して業を起こし、地域の雇用創出と経済成長をはかる。また、学校給食での地域食材の活用や、観光需要向けの直売所の活性化など、地域ぐるみの取り組みを支援する。
- ②国・地方自治体は、「6次産業化プランナー」の活用促進、「6次産業化プロデューサー」の育成を通じ、農水産物・加工食品などのブランド化や販路拡大など、農林水産漁業者が6次産業化を進めるにあたっての支援を着実に実施する。
- ③国・地方自治体は、個別相談や流通業者などとの商談会や情報発信の強化を通じて、6次産業化に関する施策の普及、生産者の意識啓発をはかる。
- ④国・地方自治体は、農山漁村の地域資源を活用し、農林水産業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギーにかかる取り組みの拡大・深化をはかり、持続可能な自立・分散型エネルギーシステムを構築する。

- (2) 国・地方自治体は、国土保全、地球環境保全、生物多様性に重要な里地里山保全、歴史や伝統ある棚田や疎水などの美しい景観の保全・復元、文化の伝承など、農山漁村・農林水産業の多面的機能のさらなる発揮を促進する。
- (3) 国・地方自治体は、中山間地域の活性化と国土の均衡ある発展、環境と景観の保全、都市と農山漁村の交流の推進のため、Iターン、Jターン、Uターンなどにより地方で生活したい人のための定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化する。
- (4) 国・地方自治体は、農泊や二地域居住の推進などを通じ、将来的な移住や地域の担い手につながり得る関係人口の創出をはかる。
- (5) 国・地方自治体は、鳥獣害被害への対策として、捕獲従事者を確保のもと、生息頭数目標の達成に向けた施策を推進する。また、狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉（ジビエ）などへの有効利用をはかる。

4. 「食料・農業・農村基本計画」について、農業の持続可能な産業基盤を確立するとともに、戦略的に競争力のある強い農業を実現するものとする。

- (1) 国は、農業の担い手を確保すべく、農業従事者の所得の確保をはかり、環境変化に適応しつつ安定した生産活動が維持できる経営基盤の再生および体質強化をはかる。
 - ① 農作物の生産コストなどを踏まえた「合理的な価格形成」や、生産性向上、6次産業化の推進などを通じ、競争力のある強い農業の確立をはかる。
 - ② 農業生産による所得とあわせ、経営所得安定対策や、多面的機能に着目した日本型直接支払制度などにより、持続可能な農業に向けて再生産可能な所得を確保できているか検証し、必要に応じ、意欲ある農業従事者が報われ生産性向上に資する観点、食料安全保障や多面的機能の発揮の観点のもと、制度の見直しを行う。
 - ③ 国産酪農・畜産物の安定供給と経営の安定を確保していくための所得補償制度については、国が産業の実情を踏まえつつ、その導入について検討する。
- (2) 国・地方自治体は、農業への新規参入や新規就農を促進するための支援・環境整備を充実し、持続可能な産業基盤の確立と成長産業化に資する担い手の育成・確保を重点的にはかる。
 - ① 次代を担う新規就農者に対しては、国・地方自治体が経営・技術、資金、農地に対応する財政面・実務面における支援制度の維持・充実をはかり、幅広い多様な担い手・就農者を確保する。
 - ② 国・地方自治体は、集落・地域の農業従事者の合意を前提に企業の農業参入をはかるとともに、法人雇用による就農の拡大、大規模家族経営や集落営農や経営の法人化など、多様な農業生産組織による担い手を育成・支援し、地域の再生および新規雇用の創出をはかる。
 - ③ 国・地方自治体は、酪農・畜産業をはじめとする雇用就農者の労働負担の軽減など、労働条件・労働環境の整備・改善への支援をはかり、担い手の確保・定着につとめる。
- (3) 国・地方自治体は、農地の確保および生産性向上の観点から、耕作面積の維持・拡大および農地の有効利用をはかる。
 - ① 国・地方自治体は、「農地法（農地を所有できる法人の要件）」のあり方を検証し、転用規制による農地の確保を前提に、農地の取得に関する諸規制の緩和を

はかる。

- ②国・地方自治体は、地方自治体が地域計画を適正に策定・運用できる体制を整備し、集落・地域単位で合意形成をはかりつつ地域農業のあり方を明確化し、中心となる経営体を特定したうえで農地集積を進める。
 - ③荒廃農地の発生防止・解消に向けて、地域計画の策定・実施、農地バンクの活用などにより農地集積と担い手の確保を進めるとともに、荒廃農地の解消に向けた各種事業を着実に実施する。
 - ④条件不利地域に対しては、国・地方自治体が多面的機能の発揮を推進する見地に立って、総合的な政策を策定・実施する。
- (4) 国・地方自治体は、農業における生産性向上に向け、さらなる品種改良やスマート農業をはじめとする省力化の推進について、研究開発を推進する。また、スマート農業機械などの維持費についても支援策を講じるとともに、リースやサービス事業体の活用などを通じ、普及促進をはかる。
- (5) 国・地方自治体は、有機農業をはじめとする農業における環境負荷低減の取り組みを推進する。
- ①有機農業や地産地消の農産物など、生産時・輸送時の環境への負荷低減が価値として認められるよう、消費者教育などの取り組みを進める。
 - ②有機農業に関する技術的支援を行い、人材の確保・育成をはかる。
 - ③有機農業への転換に向けた支援については、有機JAS認証を取得するためには播種または植付け前から2年以上の転換期間を要することを踏まえた支援を行う。
 - ④ほ場の団地化に向けた計画策定・調整や、食育や販路確保につながる農産物の学校給食での活用など、地域ぐるみの取り組みを推進する。
- (6) 国は、自由貿易協定への対応について、「食の安全保障」と食の安心・安全の確保、農林水産および関連産業への影響などを回避するため、万全の体制で保護・支援する。
- (7) 食の安心・安全の確保、競争力のある農業に向けて地方自治体は、国民共有の財産である種子・種苗を守り、良質で安価な主要農産物種子の安定供給をするための種子条例の制定を推進する。

5. 「森林・林業基本計画」を着実に実行し、林業の持続可能な産業基盤を確立するとともに、森林資源を循環利用する新たな仕組みを構築する。

- (1) 国・地方自治体は、林業事業者（森林組合・林業会社など）の育成を通じ、林業従事者の所得確保ならびに持続的かつ安定的な森林経営の確立をはかる。
- ①国は、植え付けや間伐、路網整備など森林を育成し健全な状態に保つべく、「森林整備事業」を着実に実施する。
 - ②国は、路網整備の推進や技術活用、作業の省力化などによる生産性向上の施策を着実に実施するとともに、国産材の活用推進や適正な価格転嫁の促進による収益の確保を通じ、持続的かつ安定的な森林経営の確立をはかる。
 - ③国・地方自治体は、農山漁村発イノベーションの推進や木質バイオマス発電など地域資源を活用した再生可能エネルギーの活用を通じ、山村などにおける就業機会の創出と所得水準の上昇をはかる。
- (2) 国・地方自治体は、木材自給率の向上ならびに森林資源の適正な循環、二酸化炭素の固定に向けて、国産材の利用促進をはかる。

- ①国・地方自治体は、木材活用の推進に向けて、木づかい運動など国民運動の推進をはかるとともに、CLTや木質耐火部材などの技術開発・普及を着実に推進する。
- ②国は、合法伐採木材等の流通・利用を促進する「クリーンウッド法」について、事業者の負担を踏まえたうえで、違法伐採木材の流通を規制する内容への改正を検討する。さらに、木材生産国などにおける違法伐採に係わる情報収集など監視を強化する。
- (3) 国・地方自治体は、「緑の雇用」事業などを通じ、段階的かつ体系的な林業人材の確保・育成を推進する。
- (4) 林業労働力の確保と定着に向けて、全産業平均と比べても高位にある労働災害について、安全衛生関連のガイドラインの周知や、「緑の雇用」における安全向上対策費の拡充などを通じて防止対策の強化をはかる。あわせて、所得を含めた労働条件の向上などの取り組みを推進する。
- (5) 国・地方自治体は、森林管理経営制度の運用などを通じ、条件不利地域をはじめとする林業経営に適さない森林については公的な管理を促進する。
- (6) 国・地方自治体は、森林所有者・境界の特定といった課題へ適確に対応し、施業集約化を効率的に進める。あわせて、所有者不明森林の発生を防ぐため、相続などによる権利取得の届出義務の周知をはかる。
- (7) 国は、市町村の林業施策の推進に向けて、「フォレスター」の育成・活用の着実な実施、「地域林政アドバイザー」の活用などに向けた支援の強化をはかる。
- (8) 国は、森林環境譲与税について、森林整備に費用を要する地方自治体への支援を拡充するよう、さらなる譲与基準の見直しを進める。
- (9) 国・地方自治体は、森林管理にかかる競争入札において、地元雇用の安定的確保を通じた山村地域の活性化をはかるべく、地域の事業者が優先的・安定的に事業を受注できる方式への変更、植栽以降の森林管理も視野に入れた複数年契約の導入、林業の特殊性を踏まえた労務単価の設定など入札制度の改善を行う。
- (10) 国・地方自治体は、適正な森林管理を促進する観点から、外国資本による山林買収の適切な規制について検討する。
- (11) 国は、花粉症発生源対策である「スギ伐採加速化計画」を、スギ材の伐採を通じた供給増による木材市場への影響を考慮したうえで、着実に実施する。
- (12) 国・地方自治体は、森林生態系の不確実性をふまえた順応的管理の観点から、その土地固有の自然条件などに適した様々な生育段階や樹種から構成される森林となるよう、生物の生息環境に配慮した森林管理を行う。

6. 「水産基本計画」を着実に実行し、水産業の持続可能な産業基盤の確立と、水産資源の維持管理強化ならびに水産食料の安定供給確保をはかる。

- (1) 国・地方自治体は、既存の新規漁業就業者総合支援事業に加えて、漁船取得など初期投資に対する支援、新規就業後の継続的技術指導などの支援を拡充し、雇用機会の拡大と雇用のミスマッチ解消をはかる。また、漁業における労働条件および安全操業も含めた安全衛生管理体制の整備を推進し、雇用管理の改善につとめる。
- (2) 国・地方自治体は、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象とする漁業共済・積立プラスの加入率向上ならびに漁獲金額の減少による損失補填水準の引き上げ、漁業経営セーフティーネット構築事業における積立への新規加入者の拡大

を支援し、漁業従事者の所得確保ならびに持続的かつ安定的な漁業経営の確立をはかる。

(3) 国・地方自治体は、人為的要因以外の資源変動や地域特性に応じて、各地域がめざす地方創生に資する沿岸漁村を構築する。また、水産資源の維持管理強化、水産食料の安定供給の確保、水産物の管理拡大へ向けて、漁業者と企業経営体とが協調できる体制を構築する。

①国は、水産資源量の正確な把握や各魚種の生態、気候変動が漁業に与える影響などについて調査を推進し、適正な水産資源管理を行う。漁獲量の個別割当（I Q）については、現行の漁獲実績にもとづく配分を見直し、公平性の向上をはかる。また、違反操業に対する防止対策と監視・防止体制を強化する。

②国・地方自治体は、環境保全、森林整備、河川の生態系に配慮した改修、水質汚染の回避および削減に努め、河川、湖沼、沿岸における水産資源の保護・回復策を推進する。

③わが国の周辺水域については、国・地方自治体が周辺国・地域との連携を強化し、適切な漁業関係を構築する。あわせて、IUU（違法、無報告、無規制）漁業の取締りを強化するとともに、操業の国際取り決めに遵守する。また国は、韓国、中国、台湾などの漁船に対する漁獲割当量および許可隻数の遵守を徹底するとともに、漁業協定にもとづく暫定水域などを含め適切な資源管理を推進する。

④国は、国連海洋条約のもとで再開した商業捕鯨について、科学的根拠を示しつつ鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用に関する国際的な理解を進める。

(4) 国・地方自治体は、海難事故の発生率が高い漁業従事者への安全対策として、海上保安庁の装備・人員の拡充とともに、AIS導入の促進、MICSの活用、海中転落時の自動通報システムの普及促進、ライフジャケット着用などの安全確保の徹底に向けた周知・広報などを行う。

以上